

第15 檢 查 関 係

第15 検 査 関 係

1 検 査

山梨県が発注する建設工事の検査は「山梨県建設工事検査要綱」に基づき、また、調査、測量及び設計等業務委託の検査は「山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱」に基づいてそれぞれ実施している。

検査の対象は次の区分による。

- ① 本庁執行(10,000万円以上の工事(特設事務所の内ダム管理事務所は5,000万円以上)及び4,000万円以上の調査、測量、設計等業務委託(特設事務所の内ダム管理事務所は2,000万円以上))の完成検査、出来形検査、部分検査及び建築工事に係る検査は、出納局工事検査課工事検査監により実施
- ② 出先(事務所)執行(10,000万円未満の工事(特設事務所の内ダム管理事務所は5,000万円未満)及び4,000万円未満の調査、測量、設計等業務委託(特設事務所の内ダム管理事務所は2,000万円未満))の完成検査、出来形検査及び部分検査は、各地域県民センター工事検査幹・工事検査員等により実施

令和5年度 執行所属別検査件数

執行所属	建設工事				業務委託	合 計
	完成検査	出来形検査	部分検査	計	完了検査	
事業課	210	33	0	243	64	307
中北建設事務所	184	19	0	203	352	555
峡東建設事務所	78	9	0	87	149	236
峡南建設事務所	92	5	0	97	241	338
富士・東部建設事務所	124	5	0	129	318	447
特設事務所	42	0	0	42	98	140
合 計	730	71	0	801	1,222	2,023

※ 特設事務所は、新環状道路建設事務所、広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、流域下水道事務所とする。